

国民健康保険システム標準化検討会
第1回ベンダ分科会 議事概要

【日時】 令和3年11月22日（月） 16:00～18:15

【場所】 オンライン会議

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

日名子 大輔 株式会社 RKKCS 企画開発本部企画開発部 部長

渡邊 毅 株式会社 TKC 国民健康保険システム技術部 技術部長

小林 大士 株式会社電算 開発本部ソリューション2部 主任

石田 淳一 株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー
国保ビジネス推進部 課長

城戸 浩二 行政システム九州株式会社 ソリューションビジネス推進部 部長

岩田 孝一 日本電気株式会社 公共システム開発本部 部長

広田 和治 日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当

大村 周久 富士通 Japan 株式会社 住民情報ソリューション事業部
第一ソリューション部 部長

（オブザーバー）

寺本 勝敏 厚生労働省保険局国民健康保険課 国民健康保険保険者
システム調整専門官

藤原 翔馬 厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係

森 貴宏 厚生労働省保険局国民健康保険課

【次第】

1. 開会
2. 第1回ベンダ分科会事前説明
3. 第1回ベンダ分科会
4. 事務局からの連絡事項
5. 閉会

【配布資料】

- 00_会議次第
- 01_【資料 No.1】 第1回ベンダワーキングチーム
- 02_【資料 No.2】 国保_機能・帳票要件_01_資格管理_構成員ご意見整理結果

【ご意見概要】

<次第2. について>

- 本資料の流れの最後に、「標準仕様として決定」とあるのは、当該（案）のことという認識でよいか。令和3年度末から令和4年5月末までにかけて、標準仕様書(案)に関する全国市区町村への意見照会というフェーズがある。
また、「国民健康保険システム標準化第1回検討会資料No.1のP.29(たたき台作成、たたき台検討・修正、たたき台検討・修正)」のフェーズと、本資料のSTEP1~3は、内容が合っていないようだが、非同期との認識でよいか。
 - 1点目のご質問については、ご認識のとおり。
2点目にいただいたご質問については、「10月26日に開催した検討会の資料」と「本資料」との関係性ということで認識している。1500という沢山のご意見をいただいたことをふまえ、前者で紹介したフローについて、より詳細に見直しをかけたものが後者であるのご認識いただきたい。今後は、本資料をベースに事務局として進めてまいりたいと考えている。

- 具体的に、どの部分を見直したのか示されたい。
 - 「国民健康保険システム標準化第1回検討会資料No.1 P.29」において、「たたき台検討・修正」と記載している矢羽根を細分化したものが、本資料に記載しているフローであるとお考えいただきたい。

- 本資料の表外の米印に記載されているとおり、要件の追加に関する意見について、その要件が市町村事務処理標準システムへ実装されていない場合、基本的には「オプション機能」とされるという認識である。
そのため、今出されている意見は、原則「オプション機能」となる扱いで整理しているものと考えている。出された意見が今後、必須に追加されるような条件があるならば伺いたい。
 - 回答の前提として、標準仕様書のたたき台については、標準システムが実装している機能がベースにはなるものの、市町村からいただいているご意見のうち、標準システムでは実装していないものの必須と思われる機能についても、必須機能として定めている。
市町村からのご意見において、標準システムで実装されているものの、粒度の都合等により標準仕様書に記載していない機能があれば、「必須追加・変更」の区分として整理している。また、標準システムで実装されていない機能については、原則的にはオプション機能としているものの、ご意見の内容によって事務局の知見から必須とすべきと判断されるものについては、「必須追加・変更」の区分で整理をしている。
事務局でオプション機能として整理したもののうち、必須にすべきと思われるケースがある場合は、第2回ワーキングチームに向けた事前送付を行った際に、構成員様からご意見をいただきたいと考えている。
 - 市町村へ同様の資料を提示する場合は、今の事務局の説明も含めて示したほうが良いと考える。

- 他業務の標準化検討の場における必須とオプションの考え方と、国保におけるそれらの考え方に大きな違いはないと認識されているか。
 - 私の知る限りでは、業務ごとに多少の違いがある。例えば、国民年金だと、必須化・オプション化についていったん定量的な基準を定めて、その基準に基づき実施するという方法をとっている。
しかし、業務ごとに事情が異なり、特に国保は標準システムがある中での検討となることから、検討の方法を最適化するうえで業務間の考え方に違いがあるかどうか、一概に良い・悪いにつながるとは言えないと考える。

<次第3. について>

議題#1

- 国籍に関して何か統計を出すということはあるか。標準システムで管理項目として持っていないということは、ないということか。
 - 標準システムにおいて、国籍情報は宛名情報から連携しているため、住記の情報として国籍情報は存在する。今回の「基準」にある資格情報の管理項目としては、標準システムでは保持していない。
 - 当社のパッケージにおいても、国籍は国保システム内では管理しておらず、住記・宛名情報として管理しているものを参照している。参照用途は、統計くらいという認識である。
 - 同じ考えである。当社のパッケージも国籍は宛名情報として管理しており、国保で使用してもその情報を参照しながら動作させているという作りになっている。当該のご意見をいただいた方が、資格情報として国籍が必要であるというのであれば、つまり、国保で固有に国籍を持たなければならない理由があるのであれば、それを踏まえた議論が必要かと考える。
 - 漢字の氏名や生年月日等と同じ位置づけということで各構成員様から情報をいただけたため、当該のご意見をいただいた市町村には、用途を確認したうえで、そういった取り扱いとしたい旨連絡したいと考える。

議題#2

- 標準システムで持っていないのならば、加入日はどこから取得しているのか。
 - 被保険者証に記載するという観点で国保加入日という項目は管理していないが、基準にある管理項目の「資格適用開始日」を履歴単位で管理することができる。例えば被保険者証に出力する資格の適用開始年月日であれば、その履歴を遡って加入した日がいつかを判断したうえで出力するような仕組みとしている。
つまり、管理項目としては保持していないが、被保険者証に出力する日付をシステムの仕様で補完しているという状況である。
 - 国保の加入日付と資格適用開始日が異なる場合はあるのか。

→ 意見内容にある、「市区町村国保に加入した日付」は、「資格適用開始日」と解釈して回答させていただいた。

- 保険証に印字する「適用年月日」の解釈の違いと考える。国保番号が異なっているが加入期間が連続しているケースで、「その国保番号に加入した日」、「保険者自体に加入した日」のうち、後者を適用年月日としたい場合に、管理が必要となると考え、最初の適用年月日は現在も管理しているという認識である。

事務局から説明のあった、履歴を遡って加入した日がいつかを判断するという仕組みで問題ないと考ええる。

- 保険証の適用開始年月日にどの日付を出すかは、国保資格の機能帳票要件の2.1.6.4に記述のある内容と考える（当該箇所は、どこまで遡るかという条件設定が記載されている）。標準システム上、どの適用開始年月日を印字するかは、資格情報の中で管理するものではなく、システム上で判断するという想定である。

当社の考え方としても、適用年月日を資格の情報として持たせるのではなく、システムでどこまで遡るかを切り分けるという制御をしているため、ここで適用年月日を管理する必要はないという認識である。

- 先ほど事務局から履歴を参照すれば分かるという説明があり、そういったことも可能であると考えるが、当社のシステムでは、もともと取得日を別で持っているというケースがあることから、本資料に記載の意見を出したとのことである。持ち方のバリエーションだと考えている。

- 当社のシステムは標準システムと同様、最初の適用開始日を持っているため、途中で世帯変更等があっても被保険者証への印字は可能である。ただし、印字する日にちを、世帯変更した日に変えたといった要望も以前市町村よりあったことから、どちらか選べる管理というのは、そのような状況をふまえたご意見かと考える。もしくは、宛名や個人番号自体が変わった場合であっても、別の日付を持っていれば対応ができるということもあるのではないかと感じた。

- 制度上の位置付けとして、市町村ごとに印字する適用年月日の定義が変わるということは認められるのか。

→ 法令上の取り扱いがどうなっているか確認するよう、ご指摘いただいている認識である。即答できないため、確認のうえ次回ベンダワーキングまたは資格ワーキングに合わせて回答を用意したく思う。

- 適用開始年月日という日付を2種類持つということはある意味重複になるものの、市町村によっては利用されている場合があり、変更により問題が生じる可能性があるというのが今の議論の結果と認識している。この場でオプションとして残す、外すという結論には至らないと思われるため、市町村にも利用用途等のご意見を聞いてみたいと考える。

- 管理項目として持つてはどうかという資料上のご意見だが、今回構成員の皆様からお伺いした内容からすると、管理項目としては持たないものの、被保険者証の適用日は遡って表示することができる仕組みを作るという仕様にまとめさせていただくのはいかがか。
→ 異議なし。

議題#3

- 国内転出と海外転出は分けていないが、コード追加で対応は可能だと考える。ただし、これまでのデータを調べてセットアップするのは非現実的である。
- 転出の事由であった場合は、システムで海外転出かを判断し、翌日としている。
- システムで海外転出かを判断している。
- 国内・国外での転出事由を分けていない。
- 事業月報等の報告上も分けていないため、国内転出と海外転出は分けていない。実装する場合、影響範囲が大きいため慎重な判断が必要だと考える。
- 国内転出と海外転出は分けているが、仮に分けていなくても運用でカバーできると考える。
→ 標準システムにおいても事由は転出で管理しており、転出先が海外かどうかというところで海外転出か否かを判断することは可能であると考えている。
事由追加ではなく、各社様の転出の事由と転出先の双方を活用して海外転出かを把握するというような仕様で取りまとめさせていただく。

課題#4

- 一括喪失機能は実装していない。マル学の期限（非該当日）を迎えることで資格自体の喪失処理を行う運用は少数派と思われるうえ、非該当日以降はマル学としての保険証を出力しないとか、マル学更新の確認通知を発送する等の運用もバリエーションがあったと認識しているので喪失のみの運用ではない。
- 標準機能としては実装していないが、オプション（カスタマイズ）で対応した経緯はあるため、対応は可能である。
- 一括非該当（マル学のため、資格喪失とはしていない）処理を搭載している。
- データのアップデートをしていたことはかつてありました。今は実装していません。

- 一部ユーザーではカスタマイズにより一括処理で非該当にさせている。
- 対応は可能だが実装はしていない。一括に非該当にしているのかの判断が自治体によるものだと考える。
- 当社も機能はないが対応は可能である。
- 現在機能は実装していない。国保の資格ではなく、マル学の資格の一括喪失ということか。留年や大学院進学等あるので、国保資格の一括喪失はせず勸奨するフローになるのではないだろうか。
→ 本機能については、必ずしも資格喪失が伴わないケースもあるということで標準システムにおいても実装していないが、皆様のご意見より一括で処理をされている自治体もあるということが分かったため、オプション扱いとさせていただき記載を追記するというので整理したい。
- 喪失と非該当の認識の相違が自治体においてもあるかもしれないので、そこについてしっかりと位置づけ、整理を行って丁寧に説明をしたほうがいい。

議題#5

- おそらく標準システムと同じだと思うが、該当日から2年度の間を賦課の有効期間、それよりさらに4ヶ月延ばした期間を資格・給付の有効期間と判断している。非該当日が設定されている場合は、その日で失効という管理を行っている。
- 標準システムと同様の考え方である。
- 離職年月日から資格判定し、自動判定している。
- 内部的に判断できれば、項目として別々に持っていなくても問題ない考える。
- 当社はそれぞれの期間を保持している。

→ ご意見いただいている仕様については実装していないところが多いことが分かったので、今まで運用ができていた実態も踏まえ、あらためてご意見を頂戴した自治体へ確認をさせていただく。

課題#6、#7

- 特定同一世帯所属者を含む世帯に異動があった場合、メッセージを出力する機能は有しているが、特定同一世帯所属者証明書の送付対象者一覧を出力する機能はなかったと認識している。#7も同様で、旧被扶養者に転出の異動があった場合、メッセージを出力する機能を有しているが、旧被扶

養者異動連絡票の対象者一覧を出力する機能はないと認識している。いずれもシステム対応はできないこともないのではないかと。

- 一覧は EUC で実装している。
- 当社は議題 #6 と #7 とともに標準機能としては実装していない。ただし、オプションとして追加する場合は対応可能である。
- 当社は窓口機能からの出力としている。当該証明書は住民が転出先に提出するものだと思うが、市町村から自動送付しても良いものかをご教示いただきたい。なお、オプションとしての実装は可能である。
- 一覧出力の機能は実装していないが、オプションとしての追加対応は可能である。窓口異動時に特定同一・級被扶養者が存在する場合は警告メッセージを表示することで窓口発行していただいている。
- 議題 #6、#7 とともにオンライン出力のみとしている。なお、一覧出力はカスタマイズで一部お客様において実施している。オプションとしての対応は可能である。

→ 皆様のご意見を踏まえ、ひとまずはオプションということで整理させていただく。

議題 #8

- これは在留期間の延長がされていないかどうかをバッチで確認するということか。
→ ご認識のとおり。標準システムの仕様でいうと、在留資格は住基側からいただいた情報を参照しているところだが、そこを活用して被保険者証発行以降で在留資格が延長どうかというところをピックアップしてほしいといったご意見だと理解している。
- 外国人被保険者の在留期間が延長されていないかを確認する機能は実装していないが、在留期間を延長した処理日（届出日）が正確に連携されれば機能追加は可能かも知れない。
→ ピックアップする対象が制度と整合性がとれているか等を整理したうえで機能実装といったところを検討していきたい。
- 外国人に限らず有効期限切れの一覧にピックアップされるため、混在しているかもしれないが、把握は可能と考える。
- 在留期限切れのリストは出力しているが、期間延長は自動で行っていない。
- 機能として実装していないが、対象者の把握であれば EUC 機能で対応可能な範囲である。

→ 皆様のご意見を踏まえ、制度上の建付けを確認したうえでオプションということで整理させていただきたい。

議題#9、#10

- 境界層の管理および印字する機能は保持している。
- 認定証に「境」を出力する機能は実装済だが、対象者であるかどうかは自動ではなく職員が判断している。管理機能は追加すればできるのではないかと考える。
- 「①申請書出力以前に滞納情報と連携する」は追加改造を行うことで対応可能であると考え。また、「②任意の滞納情報に応じた申請書出力有無を設定できる」は申請書出力対象のインプットファイルをもとに一括発行と理解しているが、これも追加改造を行うことで対応可能であると考え。
- 標準機能では実装していない。オプションで対応した実績はあるため、対応は可能である。

→ 皆様のご意見を踏まえ、オプションということで整理させていただく。

議題#11、#12

- 区画整理、住居表示等の大規模な住基異動へ対応する機能はないが、追加はできると考える。また、振り分け用の郵便局の情報を管理しているので、帳票印字項目に振り分ける際に必要な情報を印字(改修)すれば郵便局ごとに発送物を振り分けることは可能だと考える。
- 標準機能として、任意の被保険者について一括発行・外部出力用ファイルの作成が可能である。また、郵便番号に応じて設定で郵便局毎に発送物の振り分けをする機能を実装している。
- パッケージとしては実装していないが、個別のカスタマイズとして対応可能だと考える。
- 住基異動に伴い証の一括発行をする機能は実装していない。オプションとするのであればどんな住基異動を対象にするのか明確にさせていただきたい。
- 区画整理等に関わらず、一括作成が可能であれば最新の住所で作成される。また、アウトソーシングでのみ任意の条件で山分けが可能である。
- いずれも機能はないが、オプションとして対応は可能である。

- 個別のカスタマイズとしているが、郵便番号や住所だけでなく世帯出力枚数（郵便料金により）振り分けすることとしている。
- 自治体の中の町というのは条例等で定まっていると思うが、郵便局へ持ち込む際の順番が別であることがある。こういったことにも対応しているだろうか。
 - 郵便局側で独自の区分けがされている場合、カスタマイズとなるが、その区分けに従って郵便物の束をつくり、それを分けられるような形をとっているケースがある。
- #12 に関しては、発送物の山分け、郵便局の仕分けなど、介護保険や税など大量帳票を発送する業務と同様となるため、標準仕様書の記載感は足並みを揃えるべきではないか。
- 市町村の事務を考えると同封物の種類や封筒どうするのかなど、細かく分かれることが多く出てくると思われるので、具体的に記載してしまうとそこに縛られてしまうことが懸念される。
 - 郵便番号に対応する郵便局がどこかという設定を持たせることで、郵便局単位で山分けできること、という機能が必要だと考えているので、いただいたご意見も踏まえてあらためて整理させていただく。

以上